◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１６７号(H24. 10. 19)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝１０件（１０月１２日～１０月１８日分）
（１）乗合バスの車内事故１
（２）乗合バスの車内事故２
（３）乗合バスの車内事故３
（４）貸切バスが道路に崩れた土砂に乗り上げた事故
（５）個人タクシーが法人タクシーと衝突した事故
（６）ハイヤーの車両火災
（７）タクシーの運転者が車外に投げ出された事故
（８）タクシーが歩行者を撥ねた事故
（９）トラックの運転者が酒気帯び運転で乗用車と衝突した事故
（10）トラックの運転者が酒気帯び運転で事故
２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
３．事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について
４．高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について（再周知）
５．高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について（再周知）
６．平成２４年度の自動車運送事業者における先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援のための補助への申請を受け付けています。(再周知)

◇◇◇

ころ、乗客１名（女性、７７才）がバランスを崩して転倒した。
この事故により、当該乗客が右大腿骨骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗客は前向き座席に座っており、下に落とした何かを拾おうとして立ち上がったところ、バスが発車してバランスを崩した模様。

（３）乗合バスの車内事故３
１０月１７日（水）午前８時４０分頃、福岡県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客１０名を乗せて運行中、バス停にて客扱い中、乗客１名（女性、６４歳）が、降車口のステップより歩道上に降車しようとした際に転倒した。
この事故により、当該乗客は右脚下腿部骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗客は前扉の降車口ステップから降車する際、ステップと比べた歩道の位置が当該乗客が思った以上に低く、着地点を見誤ったため、歩道着地時に足首を捻り転倒した模様。

（４）貸切バスが道路に崩れた土砂に乗り上げた事故
１０月１２日（金）午後６時５５分頃、新潟県の高速道路において、富山県に営業所を置く貸切バスが乗客２１名を乗せて運行中、当該道路に崩れた土砂に乗り上げ、車体左前方を大きく損傷し運行不能となった。
この事故によるけが人はいない。
事故当時、現場付近は激しい雨が降っており視界が悪く、当該バスの運転者は崩れた土砂で走行車線が塞がれていることに気がつき追越車線に退避したものの土砂に乗り上げた模様。

（５）個人タクシーが法人タクシーと衝突した事故
１０月１２日（金）午前２時頃、東京都において、都内の個人タクシーが乗客２名を乗せて運行中、赤信号にも拘わらず、交差点内に進入してしまったところ、当該タクシーから見て、左方向から第２車線を走行してきた法人タクシー（乗客２名）と衝突し、更に同方向から第１車線を走行してきた軽貨物運送事業自動車と衝突した。
この事故により、個人タクシーの乗客１名が骨折の重傷、乗客１名が軽傷、法人タクシーの乗客１名が骨折の重傷、乗客１名が軽傷、当該事故に関係する３台の運転者３名が軽傷を負った。

（６）ハイヤーの車両火災
１０月１２日（金）午後６時頃、東京都において、都内に営業所を置くハイヤーが空車で第２車線を渋滞のため低速で走行中、第１車線を走行していた軽自動車が、第２車線に無理な車線変更をしてきたため、軽自動車右後部とハイヤーの左前部が接触する事故が発生した。
事故処理後、エンジンを始動したところ、３～４分後にエンジンから発火した。
すぐに消火活動を行ったためエンジンルーム内が焼損する程度の被害であった。

この事故による、負傷者はなし。

（７）タクシーの運転者が車外に投げ出された事故
１０月１４日（日）午前９時３０分頃、大分県において、同県に営業所を置く個人タクシーの運転者が空き地で倒れているのが発見され、搬送先の病院にて死亡が確認された。
当該タクシー車両は、空き地から約５メートル下の川に転落していた。
事故当時、当該運転者は、空き地で乗客を降車させた後、運転席のドアを開けて当該車両を後退させていた際に、ドアが付近の橋脚に当たり、ドアに挟まれて、何らかの理由により車外に投げ出されたものとみられ、腰の骨を折っていた模様。
その後当該タクシー車両は、縁石を乗り越え近くの川に転落した模様。

（８）タクシーが歩行者を撥ねた事故
１０月１６日（火）午後７時３０分頃、北海道において、道内に営業所を置くタクシーが空車で走行中、当該タクシーから見て右側から横断してきた歩行者を撥ねた。
この事故により、当該歩行者が出血性ショック死により死亡した。
事故現場は、片側２車線の横断歩道のない直線道路で、周辺に商業施設があり極端に暗いところではないが、事故当時、当該タクシーの運転者は当該歩行者に気が付かず撥ねた模様。

（９）トラックの運転者が酒気帯び運転で乗用車と衝突した事故
１０月１５日（月）午後８時２５分頃、栃木県において、三重県に営業所を置くトラックが走行中、何らかの原因で道路左の縁石に乗り上げ横転し、そのままセンターラインをはみ出したところ、対向してきた乗用車と衝突した。
この事故により、乗用車の運転者が死亡した。
現場に駆け付けた警察官が当該トラックの運転者の酒気帯びの有無を確認したところ、当該運転者の呼気から基準値を超えるアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いでも調べを進めている模様。

（10）トラックの運転者が酒気帯び運転で事故
１０月１７日（水）午前４時３０分頃、鹿児島県において、福岡県に営業所を置くトラックが物損事故を引き起こした。
現場に駆け付けた警察官が当該トラックの運転者の酒気帯びの有無の確認したところ、当該運転者の呼気から基準値を超えるアルコールが検出されたため、当該運転者は、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
当該運転者は、自宅で飲酒後出社し、営業所での点呼を行わず出庫した模様。
事故当時、事故現場の国道は道路工事が行われており、当該トラックは付近に設置してある工事中の標示板に衝突した模様。

◇◇◇

【２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！】

これまで国土交通省で作成した､｢乗合バスの車内事故防止マニュアル｣や｢トラック追突事故防止マニュアル｣など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを１つのページに集約しました。
今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。
今回、１つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→（ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html）

〔掲載マニュアル一覧〕
・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダ活用手順書
・H21年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル

◇◇◇

て、公益社団法人日本バス協会及び高速ツアーバス連絡協議会に対し、通達を発出しましたのでお知らせいたします。

→　（http://www.mlit.go.jp/common/000219969.pdf）

◇◇◇

○「高速ツアーバスの利用者に向けた安全に関する情報の提供について」(7 月 18 日公表)

→ 利用者向け安全情報の提供
(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000098.html)

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【６．平成２４年度の自動車運送事業者における先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援のための補助への申請を受け付けています】

国土交通省では、自動車運送事業者における交通事故防止のための取り組みを支援する観点から、平成２４年度における事故防止対策支援事業を実施することとなりましたのでお知らせします。

○補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等、補助制度の内容につきましては、以下のリンク先をご覧下さい。

先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援
(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_24.html)

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行　国土交通省自動車局安全政策課

＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）
(　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　)

【参考】

＊自動車局ホームページ
(　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　)

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　(　www.mlit.go.jp/RJ/　)
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
(平日9:30～12:00　13:00～17:30)
・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆